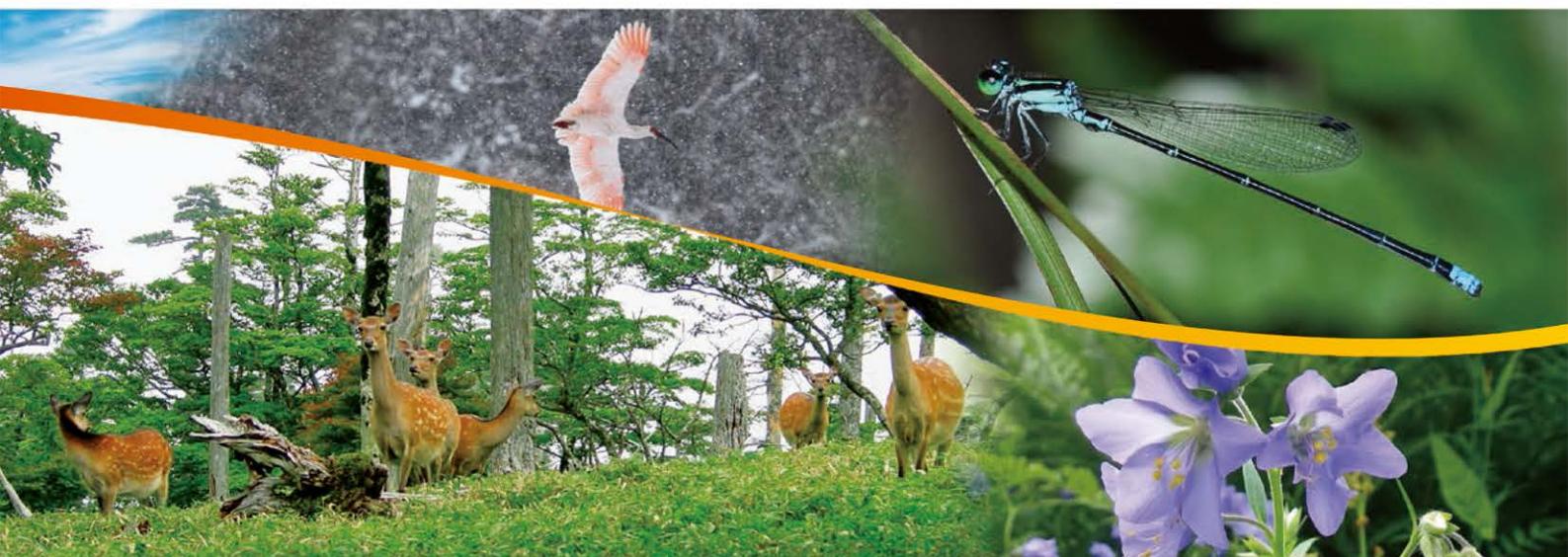




一般財団法人

# 自然環境研究センター





# ごあいさつ

一般財団法人 自然環境研究センター  
理事長 三浦 慎悟

日本は南北3,000キロメートルに及ぶ細長い弧状列島で、亜熱帯から寒帯までの気候帯に常緑広葉樹林から常緑針葉樹林・高山ツンドラまでの多彩な植物相が広がり、そこには5,000種を超える維管束植物が生育しています。そしてこの植物相を基盤に多様な動物相が成立しています。脊椎動物や昆虫類などの種数は、国土面積当たり換算すると世界でも屈指であり、同時に固有種の数も抜きん出ています。日本は、地球規模の生物多様性ホットスポットのひとつなのです。

この豊かな自然環境の中で人々は暮らしを営んできました。高度な土地利用と旺盛な経済活動によって日本は先進国の仲間入りを果たしてきましたが、その一方で、生物多様性や自然環境も傷つけられてきました。開発による生息地の破壊、乱獲による生物資源の枯渇、グローバル経済による外来種の侵入と増加など。危機はそれに止まりません。人口減少と少子高齢化は、人間活動の低下を招き、人と結びついてきた自然をかえって劣化させたり、他方では大型哺乳類や外来種の分布を拡大させ、農林業に深刻な被害を発生させています。私たちはこの困難な課題に立ち向かわなければなりません。

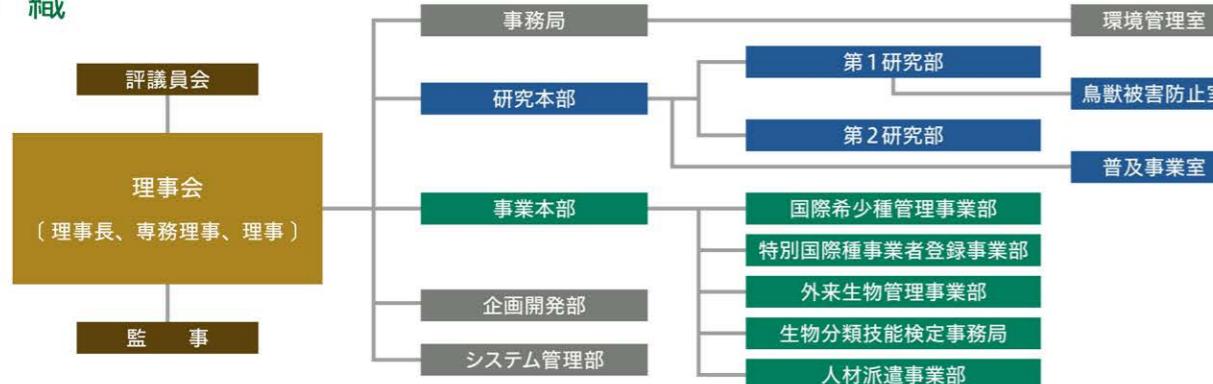
生物学の歴史は、個々の生物の興味深い生活誌を記述する自然史（Natural History）から出発し、その後に分類学や解剖学、生理学や生態学などが生まれ、現代の生物学の体系がつくられてきました。そして20世紀末には、この生物学を基礎に、生物多様性の保全や野生動物との共生を目指した保全生物学（Conservation Biology）や野生動物管理学（Wildlife Management）が生まれるようになりました。生物多様性の保全や希少種の保護、外来生物の排除や加害動物の管理には、これら研究分野を適用し、発展させていかなければなりません。

自然環境研究センターは、人間社会と自然、野生動物との共存・共生を理念に1978年に設立されました。以来、この分野のパイオニアとして、つねに自然科学と政策科学を結びつけることを目標に、各種の生態系、自然遺産地域や多様な生物種を対象に調査研究を積み重ね、情報の収集・整理や提供を進めてきました。同時に、これらの分野に関わる国際協力や人材育成などの事業にも参画してきました。今後もこれらの活動をますます充実・発展させて、豊かな生物多様性と貴重な自然環境を次世代へとバトンタッチすることを念願してやみません。

## センターの概要

名 称 一般財団法人 自然環境研究センター Japan Wildlife Research Center  
1992年(平成4年)7月、日本野生生物研究センターから名称変更  
2012年(平成24年)7月、一般財団法人へ移行  
所 在 地 〒130-8606 東京都墨田区江東橋三丁目3番7号 TEL 03-6659-6310(代)  
基本 財 産 2 億円  
設立年月日 1978年(昭和53年)10月6日

## 組織



## 目的と事業 (定款より)

自然環境研究センターは、生態系の保全など生物多様性の保全の重要性に鑑み、国内及び国外の自然環境の保全に関する調査研究、情報の収集整理及び提供等を行い、もって自然環境保全の推進に資するとともに、現在及び将来の持続可能な人間－環境系の創造に寄与することを目的として、次の事業を実施しています。

1. 自然環境及び自然環境の保全に関する調査研究
2. 自然環境及び自然環境の保全に関する情報・標本等資料の収集整理、解析及び提供
3. 自然環境保全に関する技術援助、人材派遣等の支援活動
4. 自然環境の保全のための人材の育成及びそれに関する技能の検定
5. 自然環境の保全に関する講演会、研究会、出版物の刊行等による普及啓発
6. 野生鳥獣の保護管理及び希少な野生動植物の種の保存並びに外来生物の防除等による生物多様性の保全
7. 環境の保全に係る社会基盤の整備に関する調査、計画策定等
8. その他、目的を達成する為に必要な事業

## 役員

理 事 長 三浦 慎悟 常勤理事・早稲田大学名誉教授  
専務理事 山瀬 一裕 常勤理事  
理 事 久保田正秀 常勤理事  
上田 恵介 日本野鳥の会会長、立教大学名誉教授  
遠藤 秀紀 東京大学総合研究博物館教授  
河野 博子 ジャーナリスト  
小林 正明 中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長  
中静 透 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長  
二宮 雅也 SOMPOホールディングス株式会社特別顧問  
監 事 大久保建紀 弁護士  
川井 佳和 公認会計士・税理士  
評 議 員 石井 信夫 東京女子大学名誉教授  
梶 光一 東京農工大学名誉教授、兵庫県森林動物研究センター所長  
幸丸 政明 東京環境工科専門学校参与  
西村 明 東京大学大学院人文社会系研究科准教授  
福山 研二 自然環境研究センター客員研究員  
八木 信行 東京大学大学院農学生命科学研究科教授  
矢後 勝也 東京大学総合研究博物館講師

## 沿革

- 1978(昭和53)  
財団法人 日本野生生物研究センター設立
- 1992(平成4)  
財団法人 自然環境研究センターに名称変更
- 1993(平成5)  
国際希少野生動植物種の登録機関に指定される
- 1995(平成7)  
国際希少野生動植物種の認定機関に指定される
- 2000(平成12)  
東京都文京区から台東区へ移転
- 2003(平成15)  
一般労働者派遣事業許可を取得
- 2004(平成16)  
外来生物法の種類名証明書発行機関に登録される
- 2006(平成18)  
奄美事務所、小笠原事務所 開設
- 2008(平成20)  
佐渡事務所 開設
- 2012(平成24)  
一般財団法人へ移行
- 2013(平成25)  
東京都墨田区へ移転、設立35周年
- 2018(平成30)  
設立40周年

# 豊富な実績 —全国で展開するフィールド調査

JAPAN WILDLIFE RESEARCH CENTER  
JWRC

## ⑨ キヨン防除(伊豆大島)



大島では、動物園から逃避した特定外来生物であるキヨンが野生化し、個体数増加と分布拡大に伴う自然植生への影響や農作物被害などの問題が起きています。そこで、東京都の定めたキヨン防除実施計画に基づき、根絶を目的とした捕獲技術開発を行うとともに、探索犬を用いた効率的な防除事業を実施しています。

## ⑩ 大台ヶ原自然再生(奈良・三重)



台風による倒木、ニホンジカの個体数の増加、利用者の増加など、複合的な要因により衰退してしまった大台ヶ原の森林生態系を、昭和30年代前半までの姿へ再生することを目指して自然再生が進められています。当センターは、ニホンジカの個体数調整や植生の回復に伴う動物相等の変化を把握するためのさまざまなモニタリング調査を実施しています。

## ⑪ ツキノワグマ地域個体群の保護管理(島根・広島・山口)



島根・広島・山口の3県にまたがる「西中国山地ツキノワグマ地域個体群」の保護管理を進めるために、クマの目撃情報や、捕獲・被害情報から分布域を把握し、さらに、標識再捕獲法を用いて西中国山地における生息数を推定しました。これらの調査結果を「特定鳥獣保護管理計画」に反映させ、クマとの共存を図っています。

## ⑫ ツシマヤマネコの生息状況等調査(対馬)



絶滅のおそれのあるツシマヤマネコについて、環境省が実施している保護増殖事業の一環として、1984(昭和59)年度以降、分布や生息密度等を把握するための生息状況調査(全4回)を実施してきました。その他、飼育下繁殖事業や飼育下繁殖個体の野生復帰に向けた検討などにも取り組んでいます。

## ⑬ シカ・イノシシ保護管理計画(宮崎)



各地の森林や中山間地で農林業被害や自然植生への甚大な影響を発生させているニホンジカとイノシシを対象として、人との軋轢を軽減するための調査を実施しています。宮崎県全域を対象に分布状況や生息密度等の生息状況の調査、保護管理に資する情報の収集、施策の提案、特定鳥獣保護管理計画の策定支援を行いました。

## ⑭ マングース防除(奄美大島)



1979(昭和54)年にハブの駆除を目的に導入された外来種マンガースは、奄美大島の固有種であるアマミトゲネズミ等を捕食し、その生息を脅かしています。当センターでは1996(平成8)年からマンガース防除を実施しており、新たなわなの開発や探索犬の導入等、さまざまな工夫によって大きな成果を挙げています。マンガースの生息数は大幅に減少しており、全島からの根絶まであと一歩です。

## ⑮ 南アルプス国立公園ニホンジカ対策(静岡・山梨・長野)



南アルプスでは、1990年代末からニホンジカによる高山・亜高山帯の植生への影響が報告されるようになります。その後約10年間で急速に拡大し深刻化しています。当センターでは、ニホンジカの生息状況や植生への影響を調査するとともに、高山・亜高山帯でのニホンジカの捕獲方法の検討を行い、対策に関するさまざまな提案をしています。

## ① 世界自然遺産登録(北海道)



知床は海水の影響を受けた海と陸の生態系の豊かさと生物多様性の重要な地域としての普遍的な価値が認められ、2005(平成17)年7月、世界遺産一覧表に記載されました。当センターでは、世界遺産登録に向けた地域連絡会議の運営および遺産地域管理計画作成、ユネスコ世界遺産センターへ提出する推薦書の作成、諮問機関であるIUCNの視察対応等、知床が世界遺産登録を達成するまでの一連の作業を支援しました。



## ② 鳥インフルエンザ緊急調査(北海道・京都・鹿児島ほか)



鳥インフルエンザが確認された地域で、周辺に生息する野鳥のウイルス保有状況を把握する調査を実施しています。発生直後に緊急的に実施する調査で、当センターはこれまでに、日本各地の35都道府県に及ぶ地域で調査を行ってきました。2004(平成16)年に79年ぶりに日本で発生した際や、2010年12月に鹿児島県出水地方のナベヅルで発生した際にも緊急調査を実施しました。

## ③ 特別天然記念物カモシカ保護地域特別調査(岩手・徳島・高知ほか)



全国13地域にカモシカ保護地域が設定され(四国と九州は設定準備中)、カモシカの保護が図られています。当センターでは、各地の保護地域において、カモシカ地域個体群を安定的に維持し、適切に保護管理するために、分布調査、生息密度調査、生息環境調査等を実施し、カモシカ個体群の保護管理に貢献しています。



## ④ 震災後の福島県における調査(福島)



2011(平成23)年3月の東日本大震災に起因する福島第一原発事故の影響によって設定された警戒区域内で、野生動植物への放射線影響調査、野生鳥獣状況調査を実施しています。獣医を含む当センターの研究員が中心となって、外部の放射線研究の専門家とともに迅速に対応しています。



## ⑤ トキ野生復帰モニタリング(佐渡島)

2012(平成24)年、38年ぶりに野外でひなが巣立ったトキ。佐渡にふたたびトキが羽ばたくことを目指してさまざまな事業が展開しています。当センターは、佐渡に現地事務所を設けて、放鳥後の追跡や繁殖状況モニタリング調査など、トキの野生復帰に向けた業務に取り組んでいます。

## ⑯ 石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査(沖縄)



石垣島と西表島の間に広がる国内最大のサンゴ礁域「石西礁湖」において、サンゴ礁生態系の現状を把握するためのサンゴ群集モニタリング調査を実施しています。調査では石西礁湖内の31地点に永久調査区を設け、造礁サンゴ類の被度やオニヒトデ、高水温や台風によるダメージ、魚類相の変化等を毎年記録しています。

## ⑦ 世界自然遺産登録(小笠原)



2011(平成23)年6月に世界自然遺産に登録された小笠原諸島。登録までの一連の過程を支援するとともに、登録時に日本に要請された「外来種対策の継続」を強力に推進しています。ノヤギ、ノブタ、クマネズミ、グリーンアノール、ウシガエル、オオヒキガエルなどを対象に、各島での根絶を目指してさまざまな対策を進めています。



## ⑧ 赤城山ニホンジカ捕獲事業(群馬)

赤城山では、ニホンジカの生息密度が高まり、高山植物への食害や県道での交通事故が問題化しました。そこで、2009(平成21)年度から自動通報システムを導入したくりわなど小規模巻き狩りによる捕獲事業を実施しており、個体数は減少しています。さらに、捕獲を強化するため、2015(平成27)年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業として継続されています。

豊富な実績を活かしてさまざまな課題に対応します

## 保護地域への科学的なデータに基づく保全対策を提案します

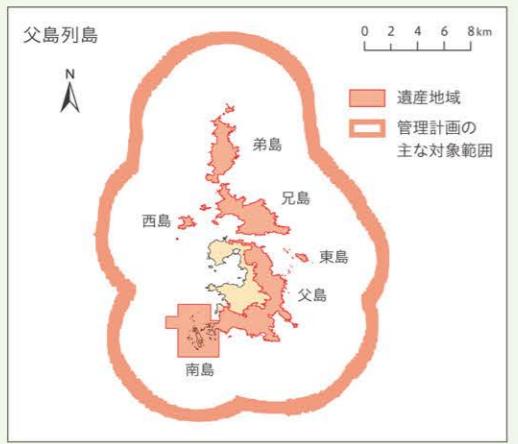
生物多様性の保全のためには、多様な生物の生息・生育の場として重要な地域を選定し、対象地域の特性に応じた十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容、相互の連携が確保された保護地域を設ける必要があります。そのためには、情報を収集・整理し、科学的なデータに基づく保全施策を推進することが求められます。

当センターでは、国立公園等の既存の保護地域における実態調査や重要地域におけるモニタリング調査により、現状を把握し、適切な保全対策を提案しています。また、世界的に重要な地域とされる世界自然遺産地域やラムサール登録湿地等について、地域指定から維持管理に至る一連の業務を実施しています。さらに、浅海域におけるサンゴ礁調査や重要な海域の抽出等、海域における生態系の保全や計画の策定まで総合的な業務を展開しています。

このように、当センターは、レベルの高い自然環境の調査・分析を基本とし、これまでの豊富な実績を活かして、地域特性を踏まえた環境の保全・再生・創造の計画立案、順応的管理計画等を総合的に検討し、保護地域の適切な保全管理に向けた取り組みを提案します。



小笠原固有のアカガシラカラスバトの保護管理を行うため、父島属島等における生息状況調査を行いました。この調査により、属島を生活の場として利用しており、繁殖も確認されました。



小笠原管理計画の主な対象範囲(父島列島)。小笠原諸島世界遺産地域では、遺産地域として登録された範囲と、登録地域の外側に管理計画に基づく外来種等対策を行う地域を設定しました。

## 捕獲のスペシャリストにより鳥獣被害対策に応えます



第1種銃猟免許及び必要な免許を持つ研究員が、イノシシやニホンジカの捕獲業務に従事し、捕獲した野生動物から、モニタリングに必要な試料を回収し、分析しています。

鳥獣被害対策は、「生息環境管理」、「被害防除対策」、「個体数管理」の3つを総合的に行なうことが大切ですが、全国的に増えすぎたシカやイノシシ等は、その個体数を適正な数まで減らすことが急務です。

当センターでは、野生鳥獣の生態や効果的・効率的に捕獲するための時期、方法等を熟知した研究員が、プロフェッショナル管理捕獲者として各地に展開しています。実績として、南アルプス国立公園における亜高山・高山帯でのシカ捕獲計画立案、「探索犬」を用いた加害イノシシを特定した捕獲やノヤギ・マングースの効率的な捕獲事業等があげられます。また、捕獲をする場所、時期、その時の捕獲対象種の生息状況（個体数、密度等）を把握し、犬を使わない少人数巻き狩り、自動通報装置を用いたくくりわな等の効率の良い捕獲手法を選択し、実施しています。



(左) 探索犬。イノシシ被害を受けている畠から、加害個体の臭いを追跡し、居場所を特定します。(下) 小笠原の貴重な生態系の保全のため、外来種のノヤギを捕獲しています。



## レッドデータブックの作成をはじめ希少種保全への総合的な取り組みを進めます

近年、開発や乱獲などの人間活動によって、多くの生物種が絶滅したり、脆弱な生態系が消失するなどの危機が懸念されています。当センターでは、種ごとの生態や生育・生息状況等から、絶滅に瀕する種や、保護上重要な地域を抽出するなど、保護対策が必要な種や地域の選定・評価作業に関する豊富な経験を有しています。国や地方のレッドデータブック等の作成は、このような業務実績の代表例です。



トキ野生復帰個体のモニタリングによって、ミミズが重要な食物となっていることなど、これまで知られていないかったトキの生態が明らかになってきました。

また、絶滅のおそれのある種のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障が生じておらず、その個体の繁殖の促進、生息地の整備等の事業の推進を図る必要があると認められた場合は、保護増殖事業計画が策定されています。当センターでは、ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針の作成支援などの総合的な取り組みとともに、放鳥トキのモニタリング調査、オガサワラシジミを捕食する外来種の対策など、フィールドでの具体的な取り組みを進めています。



環境省対馬野生生物保護センターで飼育中のツシマヤマネコ。野外個体の急激な減少に備え、飼育下個体群の確立と、飼育下個体の野生復帰に向けた取り組みが始まっています。

## 前例のない外来種への具体的な対策を実施します



当センターは10年以上にわたり奄美大島のマングース防除事業に携わっており、捕獲手法の開発などの技術革新により、マングースの個体数を大幅に減少させることに成功しました。

外来種は、生物多様性国家戦略において、生物多様性に危機を及ぼす原因の1つと位置づけられており、日本固有の生態系を保全するため、その駆除や侵入防止等の対策が方向を示すことが求められます。

当センターでは奄美大島のマングース、小笠原諸島のノヤギ、クマネズミ、グリーンアノール、千葉県のカミツキガメ、皇居のお濠でのブラックバス、群馬県の外来水生植物など、多様なフィールドにおいて外来種対策を実施しています。外来種対策の現場では、前例のないなか、さまざまな問題に直面しながらの作業が必要になるため、新たな技術を導入する革新性や、対策結果を評価する科学性など、総合的な技術力が求められます。

例えば、小笠原諸島で設置されたグリーンアノール侵入防止柵は、当センターの経験と技術が結晶した成果のひとつです。また、奄美大島ではマングースを探し出す探索犬を育成し、大きな成果を挙げています。当センターは、日本の生物多様性を保全するため、日々外来種との戦いを続けています。



カミツキガメの捕獲作業。捕獲した個体から、繁殖状況や採食内容等を調べることにより、在来生態系への影響を明らかにしています。

## 生物多様性の保全のための制度・政策の策定を支援します



生物多様性国家戦略の策定にあたり、その内容をとりまとめたパンフレットを作成しています(2008年、2010年、2012年)。

生物多様性を保全するには地域における取り組みが重要ですが、これらを現実に推し進めるためには国や地方公共団体の制度・政策が方向を示すことが求められます。

当センターは、こうした制度・政策の策定を支援する業務を行っています。例えば、生物多様性国家戦略や生物多様性地域戦略のような総合的な計画を定めるにあたり、情報の収集・解析、現状の評価などを実行して決定プロセスの全般を支援しています。また、鳥獣の保護管理、希少種の保全、外来種対策、里地里山の保全、海洋生物の保全、動物の愛護管理など各分野における法制度や計画を定めるにあたっても、同様な業務に携わっています。さらに、これらに関わる国際的な情報収集や合意形成も支援しています。

各地域におけるさまざまな業務で培ったデータ・知見や研究者とのネットワークを活かし、現状に即した科学的・妥当な提案を行うとともに、国や地方公共団体の業務に関する豊かな経験をもとに行政実務に役立つ成果を生み出しています。



GISを用いたニホンジカの分布とその拡大予測。効果的な政策を立案するためには、現状を評価して地域ごとの対策の方向性を見定めることができます。



ニホンジカ個体群の維持を図りつつ、植生への影響を軽減することを目的にニホンジカの捕獲を行っています。同時にニホンジカの生息状況を調査し、捕獲の効果を把握して、その結果をもとに次年度の捕獲数を検討しています。また、ニホンジカにGPS首輪を装着し、その行動範囲等を解析することにより、効果的な捕獲を実施しています。

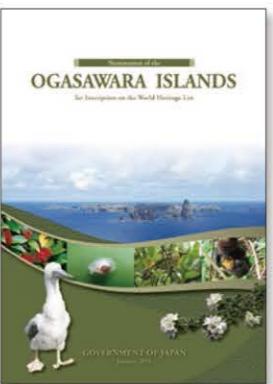


## 世界自然遺産「小笠原諸島」

2003（平成15）年の「世界遺産候補地に関する検討会」において候補地として選定された「知床」と「小笠原諸島」。当センターではこの両地域について、暫定リストへの掲載から推薦書の作成、IUCN（国際自然保護連合）による現地調査や世界遺産委員会への対応等、世界自然遺産登録へ向けて日本政府を支援してきました。さらに、小笠原諸島に関しては、登録後も、遺産地域として評価された貴重な自然環境を保全する活動を継続しています。



世界遺産登録に先立て実施されたIUCNによる現地調査では、視察等の支援を行いました。



ユネスコに提出された推薦書



小笠原諸島に固有のトンボ類を保護するため、生息地内に人工の池を設置し、トンボ類の繁殖に寄与しています。



小笠原諸島に固有の哺乳類であるオガサワラオオコウモリは、小笠原諸島内でも生息地が限られており、その保護管理のための生息状況調査を行いました。

## 「大台ヶ原」自然再生

吉野熊野国立公園内に位置し奈良県と三重県にまたがる「大台ヶ原」は、昭和30年代の伊勢湾台風等による倒木、ニホンジカの個体数の増加、利用者の増加などの複合的な要因により森林が衰退したため、自然再生が進められています。当センターは、「大台ヶ原自然再生推進計画」や「大台ヶ原ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」の検討・策定に携わるとともに、ニホンジカの個体数調整や植生の回復に伴う動物相等の変化を把握するためのさまざまなモニタリング調査を行い、大台ヶ原の自然再生に寄与しています。



大台ヶ原の正木峠周辺は、かつては苔むしたトウヒ林でしたが、現在ではトウヒは枯死しミヤコザサ草地が広がっています。



哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類等、さまざまな分類群についてモニタリング調査を行っています。近年、各種対策の効果により一部の動物相に変化が見られ始めています。  
(写真上:ミソサザイ、下左:モリアブラコウモリ、下右:オオダイガハラサンショウウオ)



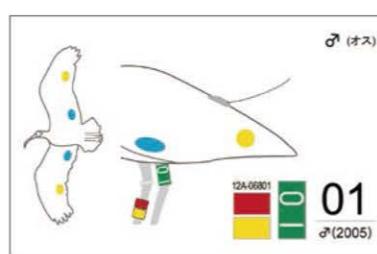
## 「トキ」の野生復帰

2008（平成20）年から野生復帰にむけた放鳥が行われ、放鳥したトキの個体数はおよそ300羽にもなります（2018年現在）。2012（平成24）年には38年ぶりに野外でひなが巣立ちました。その後も継続して野生下でひながふ化し2017（平成29）年までに176羽のひなが巣立ち、少しづつ野外個体群が形成され始めています。

当センターでは、放鳥以前から生息環境調査を実施しています。佐渡の現地事務所に専門スタッフを配置して、放鳥後も衛星発信器や直接目視によるトキの追跡や、トキの行動観察、営巣状況調査などを行い、トキの野生復帰に貢献しています。



群れをつくるトキ。第1回放鳥時には各個体がバラバラに飛び去り、本州に渡る個体もありましたが、第2回放鳥以降は群れを形成するようになり、佐渡島外に出る個体もほとんどなくなったことが、モニタリング調査によって把握されています。



01  
♂(オス)  
2005

生物多様性の保全は国際的な関心事であり、2010（平成22）年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では2020年を目標年次とする「愛知目標」が定められました。

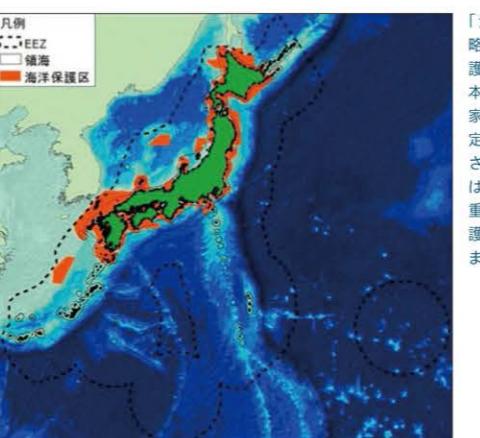
このもとに、「生物多様性国家戦略」は日本における目標とロードマップを示して、全国各地で保全の取り組みを加速しようとしています。

### 人と自然の共生懇談会



## 「生物多様性国家戦略」の策定

「生物多様性国家戦略」をはじめとする政策は、生物多様性に関する現状や変遷を十分に把握した上で策定されます。当センターは、これまで4回にわたる生物多様性国家戦略の策定にあたり、その基礎となる情報を、国土利用、重要地域、野生生物、社会経済などの分野において、さまざまな時間・空間のスケールで収集・解析してきました。



「海洋生物多様性保全戦略」により「我が国の海洋保護区」が定義され、「海洋基本計画」や「生物多様性国家戦略」において、その設定・管理を進めることができます。当センターは、GISを用いて、保全上重要な海域の抽出や海洋保護区の現状分析を行っています。

この他、近年は生物多様性国家戦略が示す目標の実現に役立つよう、より踏み込んだ分析を行っています。例えば、「生物多様性の総合評価」や「生物多様性評価の地図化」を実施し、また「海洋生物多様性保全戦略」などの策定を支援して、指標群や地理情報システム(GIS)を用いた分析を行っています。



出典：環境省生物多様性総合評価委員会「2010 生物多様性総合評価報告書 (JBO)」

1978（昭和53）年の設立以来、幅広い業務のなかで培ってきた高度な技術と豊富な経験をもとに、自然環境の保全と活用に関するあらゆるサービスを提供しています。動植物の各分類群のそれぞれを専門とする研究員が、陸域から浅海域にいたるさまざまなフィールドで活動し、求められる課題に的確に対応しています。

## 総合的なサービスの提供

当センターがカバーする業務範囲は、日本全国の陸域はもちろん浅海域から河川・湖沼、島嶼、そして海外に及びます。調査対象生物は植物、小型無脊椎動物から魚類、両生類、爬虫類、鳥類、小型哺乳類～大型哺乳類に及び、その地域の自然環境基礎情報の収集から、希少種保全、地域保全、利用計画、外来種対策、鳥獣被害対策、そして世界遺産登録など、地域のニーズに合わせた総合的な対応を行っています。



特定外来生物のグリーンアノール。小笠原に生息する希少昆虫等を捕食し、生態系に悪影響を与えていました。外来種対策を行い、希少昆虫等の回復やグリーンアノールの拡散防止を図っています。



小笠原諸島では外来ネズミ類の駆除のために、ヘリコプターによる殺鼠剤散布を実施しています。駆除に際しては、事前事後の生息状況調査、駆除計画の策定、関係機関との調整、地元住民への説明など、多様な側面から事業目的の達成をサポートしています。



外来魚等の防除事業。皇居の牛ヶ淵では、在来生態系の回復を目標としたオオクチバスやブルーギルの駆除を行い、根絶に成功しました。



警戒区域内における調査。調査従事者は防護服を着用し、個人線量計によって安全管理を行います。警戒区域を出る際には線量検査を行い、放射能に汚染されていないことを確認します。

## 危機管理のための迅速な対応

予測し得ない自然環境保全分野における事態へ柔軟に対応します。

2004（平成16）年1月、日本で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、ニワトリの大量死の一方で、カラスへの感染が確認され、野鳥への感染拡大が懸念されました。当センターは獣医、鳥類調査専門研究員らが中心となって、ウイルス研究機関とともにいち早く発生現場周辺における野鳥のウイルス保有状況調査を実施、それ以後、対応マニュアルを作成し、連続発生する鳥インフルエンザに対応しています。

また、2011（平成23）年3月の東日本大震災に起因する福島第一原発事故で設定された警戒区域内では、野生動植物への放射線影響調査、野生鳥獣状況調査を進めています。獣医を含む各動植物の担当研究員が、放射線を研究する外部専門家と協力して迅速な対応を行っています。



グリーンアノールを駆除するため、捕獲効率の良いトラップ（捕獲器）の開発に取り組んでいます。当センターが開発した「アノール粘着トラップ」は小笠原や沖縄などで使用され、成果をあげています。

## 先駆的な手法開発

近年、生物多様性保全のために、保全の現場において新たな対応が求められる問題が発生しています。全国各地における外来種の侵入・定着や、ニホンジカなどの鳥獣の急速な分布拡大といった問題には、従来の手法で対応しきれない場合があります。

当センターでは、こうした喫緊の課題に先駆的な手法を取り組んでいます。例えば、希少種が分布する島嶼での外来種駆除、高山・亜高山帯に侵出したニホンジカへの対策、狩猟者が減少するなかでの捕獲効率の向上など、先例がない状況のもとで、対象とする生物や地域の特性に応じて創意工夫しながら、新たな技術を開発して成果をあげています。



小笠原諸島の南島での外来ネズミ類駆除においては、環境への影響を最小限にとどめるために、当センターで製作したペイステーション（餌台）によつて殺鼠剤を供給しました。

## 実践的な学術研究の展開

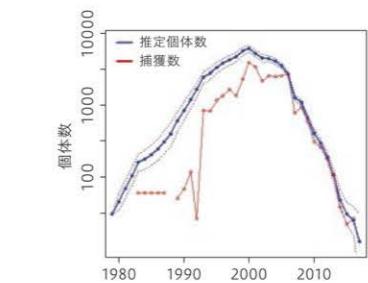
自然再生、鳥獣保護管理、外来生物対策など、自然環境に関する多様な分野で、先進的な業務に関わってきた当センターの技術やノウハウは、学術研究分野においても大きな貢献をしています。

当センターでは関連する学会での発表や学術論文の公表を通じ、成果の社会還元にも積極的に取り組んでいます。例えば、奄美大島のマンゴースの根絶を目指した研究では、階層ベイズモデルによって個体数推定を行い、防除戦略の検討に役立てています。大面積の島で長期間実施されている外来哺乳類防除は海外にも類が多く、この研究の成果は日本哺乳類学会などにおいて随時公表し、注目を集めています。

また、多くの学会において各種委員を務める研究員も多く、学会活動の活発化にも積極的に関わっています。



業務を通して得られた経験、知識とデータに基づき、学術的なテーマに沿って講演、講義、学会発表などを行っています。海外からの研修員に対して、世界各国の二次的な自然環境（里山など）の現状を紹介する講義なども、そうした活動の一環です。



奄美大島では、全島からの根絶を目指し、マンゴース防除事業を進めています。防除の成果を高精度に評価するために、階層ベイズモデルによって、年度ごとにマンゴースの生息個体数を推定しています。その結果、マンゴースの生息数は大幅に減少し、根絶の達成が間近であることが示されました。



ラオスのヴィエンチャン周辺にある小学校での活動。小学校教員への身近な生き物に関する講習、政府技術者や大学生、日本の支援団体が実施する環境保全活動に使用可能な教材提供等の支援を行っています。

## 途上国支援のための専門家派遣

日本で培った自然環境保全技術を用いて途上国支援に取り組んでいます。インドシナ半島のラオスでは、政府技術者や大学生、支援団体と協力して小学校で身近な生き物への理解を深めるための取り組みを、カンボジアでは大学生や政府技術者を対象に、生物調査の技術指導を行っています。

JICAへの専門家派遣ではインドネシア、アルバニア等々で自然公園設立の補助、アルゼンチンでは未開発の生物資源開発などに取り組んでいます。



アルゼンチンとパラグアイの国境周辺でのキロアナコンダの調査

法律にもとづく種の多様性保全に関する登録等の業務、生物分類の技能を検定する試験の実施、さらには、生物技術者を中心とした人材派遣サービスなどを展開しています。

## 国際希少種管理事業部

TEL. 03-6659-6018

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下、種の保存法とする)によって指定されている「国際希少野生動植物種（うち、ワシントン条約の附属書Ⅰ掲載種のみ）」の個体等の譲渡し等（売買（有償無償問わず）、賃借を含む）及び販売・頒布を目的とする陳列、広告（インターネット上の広告も含む）は、原則禁止されています。但し、一定の要件を満たした個体等は、登録機関により登録票の交付を受けることにより譲渡し等が可能となります。

当センターは1993（平成5）年以来、種の保存法に基づく「登録機関」として登録票の交付等を行ってまいりました。その後の法律の改正により、2004（平成16）年1月20日付けで環境大臣から「登録機関」、また環境大臣および経済産業大臣から「認定機関」として登録されました。さらに2018（平成30）年6月1日施行の法改定によって、「登録機関」は「個体等登録機関」に名称が変更されました。現在、個体等登録機関として国際希少野生動植物種の個体等登録関係業務、並びに認定機関として適正に入手された原材料（象牙）から製造された象牙製品の認定関係業務を行っています。



登録票

## 特別国際種事業者登録事業部

TEL. 03-6659-3577

2018（平成30）年6月1日に施行された「種の保存法」の一部を改正する法律において、特別特定器官（象牙製品）にかかる業務を行う特別国際種事業者（象牙製品を扱う業者）が、これまでの届出制から登録制に変更されました。

当センターは、2018（平成30）年6月8日より、種の保存法に基づく「事業登録機関」としての登録を受け、特別国際種事業者の事業者登録関係業務を行っています。



象牙の印鑑と根付

## 外来生物管理事業部

TEL. 03-6659-6019

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)の施行により、特定外来生物、未判定外来生物、種類名証明書の添付が必要な生物に指定された生物は、国外からの輸入にあたって規制、制限を受けることになりました。生きた生物を輸入する場合、種によって種類名証明書の添付が必要になります。

当センターは2005（平成17）年6月9日付けで農林水産省および環境省により、国内証明書発行機関として登録され、これにもとづき種類名の判定（同定）、証明書の発行などを行っています。

## 生物分類技能検定事務局

TEL. 03-6659-6110

「生物分類技能検定」は、野生生物に関心のある人々を対象に、正しい分類の知識の向上を図り、自然環境や野生生物の調査や保全を担う明日の人材を育てるとともに、動物分類学や植物分類学の発展に寄与することを目的として、1999（平成11）年に開始した検定試験です。

動植物に興味のある中高生から生物調査に携わる専門家まで、幅広い人々を対象に1級～4級の検定試験を実施しています。1・2級の合格登録者は、環境省「一般競争（指名競争）参加資格申請」における「自然環境共生関係コンサルタント業務」の有資格者として認められます。3・4級には学校単位で生徒が受験できる「学校検定」の制度もあります。

**生物分類技能検定  
3級・4級解説集**

**生物分類技能検定  
初のテーマ別解説集**

**生物分類技能検定  
3級・4級解説集**

## 人材派遣事業部

TEL. 03-6659-6013

自然環境保全・調査活動に必要な専門性を持つ人材を確保し、要求される業務場所に適切に派遣するという社会的要請に応えるべく、当センターが設立以来培ったノウハウとネットワークを活用して、人材派遣サービスを行っています。関係機関との連携や登録スタッフへの研修を通じて、自然環境保全の現場で即戦力として活躍できる人材を養成し派遣しています。

一般労働者派遣業（般）13-030112 E-Mail : jinrai@jwrc.or.jp

## 公益信託の事務局業務

公益信託の受託者である三井住友信託銀行からの委託を受け、次の5つの公益信託について事務局を設け、応募の受付、申請書の発送などの業務を行っています。

各信託基金の公募期間は3月から5月上旬です。

- 1) 富士フィルム・グリーンファンド
- 2) ミキモト海洋生態研究助成基金
- 3) 四方記念地球環境保全研究助成基金
- 4) 増進会自然環境保全研究活動助成基金
- 5) 乾太助記念動物科学研究助成基金



富士フィルム・グリーンファンド機関誌

## 東京環境工科専門学校との連携

1994（平成6）年に、日本最初の自然環境保全技術者養成専門学校としての新学科を設けた東京環境工科専門学校。この学科創設以来、当センターはカリキュラムの検討や講師の派遣などで同校を支援してきました。同校の教育活動と当センターの研究活動を連携させて、明日の自然環境保全を担う人材の育成に貢献しています。



## 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋三丁目3番7号

事務局 (代表) TEL 03-6659-6310 FAX 03-6659-6320

第1研究部 TEL 03-6659-6331 FAX 03-6659-6333

第2研究部 TEL 03-6659-6332 FAX 03-6659-5633

企画開発部 TEL 03-6659-6272 FAX 03-6659-6320

<http://www.jwrc.or.jp/>

